

○国立大学法人宮崎大学の名義の使用許可に関する要項

〔平成31年3月29日
制 定〕

改正 令和3年3月25日 令和4年9月30日

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人宮崎大学（以下「本法人」という。）の共催又は後援名義の使用許可（以下「名義の使用許可」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 事業 団体が主催する会議、研究会、シンポジウム、セミナー、競技会その他の催事をいう。
- (2) 共催 団体が自己の責任において主体的に開催する事業について、本法人が共同して開催する場合（本法人の職員又は学生が企画、運営に参画するものに限る。）をいう。
- (3) 後援 団体が主催する事業について、本法人がその趣旨に賛同し、協力する場合であって、その範囲が原則として名義の使用に限る場合をいう。

(名義)

第3条 本法人の名義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 国立大学法人宮崎大学
- (2) 宮崎大学
- (3) University of Miyazaki（大文字表記を含む。）

(団体の範囲)

第4条 名義の使用許可を受けることができる事業は、次の各号のいずれかに該当する団体が主催するものとする。

- (1) 国及び地方公共団体の機関
- (2) 教育研究機関
- (3) 教育、学術、文化又はスポーツに関する団体（任意団体を含む。）
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人及びこれに準ずる団体並びに政治団体を除く。）
- (5) 新聞社等
- (6) その他学長が適当と認める団体

(許可の基準)

第5条 名義の使用許可を受けることができる事業は、次の各号に掲げる基準を全て満たすものとする。

- (1) 教育、学術、文化又はスポーツの向上普及に寄与すること。
- (2) 本法人の業務遂行に支障を来すおそれがないものであること。
- (3) 公衆衛生及び災害防止について十分な対策が講じられていること。
- (4) 宗教活動、政治活動又は営利事業の一環として行われないこと。
- (5) 参加費を徴収するものにあつては、その額が適正であると認められるものであること。
- (6) 許可すべきでないとする特段の事情がないこと。

(申請)

第6条 名義の使用許可を受けようとする者は、別記様式に定める申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、原則として当該事業開催予定日の1か月前までに学長に提出しなければならない。ただし、任意の様式に別記様式に定める事項が全て記載されている場合は、当該様式をもって申請書とすることができる。

- (1) 事業の目的、計画その他内容に関する書類（本法人以外に共催、後援を予定している団体等がある場合は、当該団体名が記載されたものであること。）
- (2) 役員その他事業関係者の氏名等に関する事項
- (3) 定款等
- (4) 事業の収支予算に関する書類（参加費が有料である場合）
- (5) その他必要な書類

2 第4条第1号又は第2号に規定する団体及び本法人が包括的な連携協定等を締結している団体については、前項第2号及び第3号の書類を省略することができる。

(許可)

第7条 学長は、前条の申請書を受理したときは、第5条に定める許可基準に該当する場合、次の各号に掲げる条件を付し、許可するものとする。

- (1) 申請時の事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。
- (2) 事業を行うに当たって、本法人は当該事業にかかる経費を負担しないこと。
- (3) 本法人の名義の使用許可を受けた事業により生じた損害については、本法人は一切の責任を負わないこと。

(取消し)

第8条 学長は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、名義の使用許可を取り消すものとする。

- (1) 許可の条件に違反したとき。
- (2) 申請書等に虚偽の記載があったとき。
- (3) その他、名義を使用させることが適当でないとき。

(学章の併用)

第9条 名義の使用に加え、本法人の学章を使用する場合にあっては、宮崎大学の学章及びスクールカラーに関する規程の定めるところによるものとする。

(事務)

第10条 名義の使用許可に係る事務は、企画総務部総務広報課において処理する。ただし、過去に名義の使用許可を受けた実績のある事業については、当該事業に係る部局において処理することができる。

附 則

- 1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 宮崎大学の後援名義の使用許可に関する要項（平成17年7月4日制定）は、廃止する。

附 則

この要項は、令和3年3月25日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年10月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

年 月 日

名義使用許可申請書

国立大学法人 宮崎大学長 殿

住所・所在地

主催団体名

代表者名

下記のとおり、名義の使用許可を得たいので、申請します。

記

名義の区分	<input type="checkbox"/> 共催 <input type="checkbox"/> 後援
希望する名義	<input type="checkbox"/> 国立大学法人宮崎大学 <input type="checkbox"/> 宮崎大学 <input type="checkbox"/> University of Miyazaki
事業の名称	
主催者名	
開催期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
開催場所	
その他の共催、 後援等団体	
内容 (趣旨及び目的)	
参加費	有 ・ 無 (料金を徴収する場合の額) 円
名義使用 許可実績	<input type="checkbox"/> 有 (直近の許可日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無
連絡先	
共催の場合の 本法人担当者	所属： 氏名：
その他	

※添付書類

- (1) 事業の目的、計画その他内容に関する書類（本法人以外に共催、後援を予定している団体等がある場合は、当該団体名が記載されたものであること。）
- (2) 役員その他事業関係者の氏名等に関する事項
- (3) 定款等
- (4) 事業の収支予算に関する書類（参加費が有料である場合）
- (5) その他必要な書類

（記入要項）

1. 使用を申請する名義については、共催または後援のいずれかを選択すること。
2. 「内容(趣旨及び目的)」の欄には、本法人の共催または後援を必要とする理由について、事業の目的との関連からわかるように記入すること。